

日本赤十字社(以下、日赤)では、「日本赤十字社本社災害救護体制要綱」にもとづいて、災害の被害の大きさにより第1次救護体制から第3次救護体制までを発令し救護活動にあたっています。

- 第1次救護体制は、小規模な災害で、被害が発生した支部で対応が可能な場合に発令されます。
 - 第2次救護体制は、中規模な災害で、近隣の支部など複数の支部の支援が必要な場合、またはブロック(注)による対応が必要な場合に発令されます。
 - 第3次救護体制は、大規模かつ甚大な災害で、日赤として全国規模の救護活動を行う必要がある場合に発令されます。
- (注)日赤では全国を6つの地域に分割したブロック単位による災害救護活動を構成しています。

第3次救護体制が発令された場合、社長を本部長とした「日本赤十字社本社災害救護実施対策本部」(以下、災対本部)が本社内に設置されます。2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、15:30に第3次救護体制が発令されました。



本社災対本部のスクリーンに映された原発事故の状況



本社災対本部の会議の様子



本社災対本部で対応にあたる日赤職員



本社災対本部の地図上に示された日赤救護班の出動状況